

入院医療費の計算方法について(平成28年4月から)

当院では、平成28年4月1日より厚生労働省が指定する「包括評価方式（DPC）」を導入しております。これまで、薬や検査等といった診療行為ごとに計算していた「出来高計算方式」から、病名や診療内容に応じた(診断群分類)1日当たりの定額医療費を基本に計算する「包括評価方式」に変わります。

※食事療養費は従来どおりのご請求となります。

ご不明な点は、医事課入院係までお問い合わせください。

出来高計算方式

診療内容をひとつひとつ積み上げて合計する方法です。

入院基本料

+

投薬・注射料

+

検査料

+

画像診断料

+

手術
麻酔料

リハビリ

処置等

||

入院医療費

4月1日から

包括評価方式(DPC)

1日当たりの包括金額が設定されています。

包括分

1日当たりの定額(×日数)

入院基本料

投薬・注射料

検査料

画像診断料

+

出来高

手術
麻酔料

リハビリ

一部の処置
検査等

||

入院医療費

○患者様の病名や診療内容によって、「包括評価方式（DPC）」に該当すると主治医が判断した場合に適用されます。病名がこの計算方式のいずれにも該当しない場合や、自由診療(交通事故・労災)の場合には、従来の計算方式(出来高方式)が適用されます。

○入院中の定期請求は月1回(月末締め)となります。

○入院当初の病名から入院中の治療や検査の結果で診断群分類に変更があった場合は、入院日にさかのぼって医療費の計算をやり直します。このため、退院月などで医療費の過不足を調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。